

マイナ免許証でも 登録の手続きができます

○ 登録課よりお知らせ ○

令和7年3月24日のマイナ免許証運用開始に伴い、登録手続きにおける運転免許証提示の際に、マイナ免許証の提示をもって手続きが可能となりました。

マイナ免許証の情報は、ご本人がスマートフォンアプリ※「警視庁提供のマイナ免許証読み取りアプリ」にて免許証情報を提示していただく方法や、センター窓口で同アプリを活用しご本人に暗証番号等を入力いただき、免許証情報を提示いただくこともできます。

各申請書類における「運転免許証の番号」は、マイナ免許証の場合「免許情報記録番号」となります。各様式の変更については、改定次第センターホームページで公開いたします。

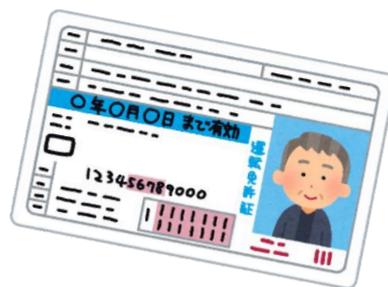
また、法人運転者における運転免許証紛失による免許証番号の変更や、照会番号のみの変更は変更届の必要がなくなりましたので併せてお知らせいたします。

様式の変更

旧 「運転免許証」



新 「運転免許証又は免許情報記録」



【問合せ先】

登録課 03-3648-5561